

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宿区は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新宿区長

## 公表日

令和6年3月31日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>1 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区税に関する事務全体の概要は以下のとおり。</p> <p>(1)納税義務者等からの申告・届出等や調査による課税事務  (2)納税義務者等からの納税の管理、還付等を行う収納事務  (3)納期限内に納付(納入)がない者への督促状等発送や滞納処分を行う滞納整理事務  (4)納税義務者等の宛名管理事務</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は以下のとおり。</p> <p>(1)納税義務者等からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、国税庁、年金支払者、給与支払者、他自治体等から申告情報を取得する。  (2)必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。  (3)(1)及び(2)により課税した内容について、納税義務者等に通知する。  (4)納税義務者等からの納付(納入)を金融機関等からの納付情報により確認する。  (5)過誤納金が生じた場合は、還付または充当の通知を納税義務者等へ行う。  (6)納期限までに完納しない場合は、納税義務者等に対して督促状を送付する。  (7)督促後も完納しない場合は、滞納整理を行う。  (8)滞納整理にあたっては、必要な情報を他機関等に調査を行う等滞納者の財産調査を行う。  (9)税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。  (10)番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークと連携して情報提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>1 税務システム(令和7年1月から)</p> <p>2 団体内統合宛名等システム</p> <p>3 中間サーバー</p> <p>4 審査システム(eLTAX)</p> <p>5 国税連携システム(eLTAX)</p> <p>6 住民基本台帳ネットワークシステム</p> <p>7 軽自動車検査情報市区町村提供システム</p> <p>8 軽OSS連携システム</p> <p>9 証明書自動交付システム</p> <p>10 税務情報トータルシステム(令和6年12月まで)</p> <p>11 課税資料管理システム(令和6年12月まで)</p> <p>12 滞納整理支援システム(令和6年12月まで)</p> <p>13 電話催告システム(令和6年12月まで)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(令和6年12月まで)</p> <p>1 住民税賦課情報ファイル</p> <p>2 軽自動車税管理情報ファイル</p> <p>3 収納管理情報ファイル</p> <p>4 滞納整理情報ファイル</p> <p>(令和7年1月から)</p> <p>(1)住民税賦課徴収情報ファイル</p> <p>(2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの)</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務)</p> <p>・地方税法等</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに同条第9号 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (別表第二における情報提供の根拠): 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 (別表第二における情報照会の根拠): 第27の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部税務課	
②所属長の役職名	税務課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	郵便番号160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区総務部税務課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	7. 請求先と同じ	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ] <div style="float: right;">                     &lt;選択肢&gt;                      1) 基礎項目評価書                      2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書                      3) 基礎項目評価書及び全項目評価書                 </div> 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業員に対する教育・啓発</b>		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	納付意志(3箇所)	納付意思(3箇所)	事後	誤字の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		10 軽自動車検査情報市区町村提供システム 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成29年3月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 高木 信之	税務課長 石塚 俊一	事後	人事異動に伴う変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
平成30年2月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		11 証明書自動交付システム 追加	事前	指針に定める重要な変更にあたらないが、任意に事前提出する
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 石塚 俊一	税務課長	事後	評価書の様式の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和1年6月25日	IV リスク対策		IV リスク対策 追加	事後	評価書の様式の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1(1)賦課決定された税額等を税額通知書として出力し、封入封緘業務を業者に委託する。	1(1)賦課決定された税額等について税額通知書を作成し、納税義務者・特別徴収義務者に送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	軽自動車税(5箇所)	軽自動車税(種別割)(5箇所)	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1(2)イ 軽自動車税申告書(報告書)の提出	1(2)イ 軽自動車税(環境性能割・種別割)申告書(報告書)の提出	事後	法改正による税目名称の変更であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1(2) 賦課決定した納税通知書を封入封緘業者に委託し、納税義務者に送付する。	1(2) 賦課決定した納税通知書を作成し、納税義務者に送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1(4) 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の督促状を印刷する。印刷した督促状を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、住民等に督促状を送付する。	1(4) 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の督促状を作成し、住民等に督促状を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1(4) 滞納者の未納税額等の情報を催告書用データファイルに出力し、催告書を印刷する。印刷した催告書を封入封緘委託事業者に引き渡し、封入封緘を行い、新宿区に納品後、滞納者に催告書を送付する。	1(4) 滞納者の未納税額等の情報に基づき催告書を作成し、滞納者に催告書を送付する。	事後	文言の修正であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和3年3月31日	I しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	平成27年4月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	しいき値判断に変更がない時点の修正のみであり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	番号法第19条第4号が追加されたことに伴う号数の修正のため
令和4年3月31日	I しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	しいき値判断に変更がない時点の修正のみであり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		12 軽OSS連携システム 追加	事後	個人番号を取り扱わないシステムの追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第二における情報提供の根拠) 20、30、38、53、85の2、121 追加	事後	法改正による照会事務の追加であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和5年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	しいき値判断に変更がない時点の修正のみであり、指針で定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の賦課、収納、滞納整理関連業務(後略)	1 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち特別区税に関する事務全体の概要は以下のとおり。 (後略)	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 税務情報トータルシステム 2 団体内統合宛名等システム 3 審査システム(eLTAX) 4 国税連携システム(eLTAX) 5 課税資料管理システム 6 住民基本台帳ネットワークシステム 7 中間サーバー 8 滞納整理支援システム 9 電話催告システム 10 軽自動車検査情報市区町村提供システム 11 証明書自動交付システム 12 軽OSS連携システム	1 税務システム(令和7年1月から) 2 団体内統合宛名等システム 3 中間サーバー 4 審査システム(eLTAX) 5 国税連携システム(eLTAX) 6 住民基本台帳ネットワークシステム 7 軽自動車検査情報市区町村提供システム 8 軽OSS連携システム 9 証明書自動交付システム 10 税務情報トータルシステム(令和6年12月まで) 11 課税資料管理システム(令和6年12月まで) 12 滞納整理支援システム(令和6年12月まで) 13 電話催告システム(令和6年12月まで)	事前	指針で定める重要な変更にあたるシステム更改のため、新システム名・更改時期を追記し、順番の整理を行った。
令和6年1月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル	(令和6年12月まで) 1 住民税賦課情報ファイル 2 軽自動車税管理情報ファイル 3 収納管理情報ファイル 4 滞納整理情報ファイル (令和7年1月から) (1)住民税賦課徴収情報ファイル (2)軽自動車税賦課徴収情報ファイル	事前	システム更改にあたり、評価していた特定個人情報ファイルについて、システム・事務の取り扱い・保有目的等の観点からファイル単位を整理したため。
令和6年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法第9条第3項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務) ・地方税法等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の第16の項(地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条(地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務) ・地方税法等	事後	文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
令和6年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに同条第9号	事後	法改正による文言の整理であり、指針で定める重要な変更にあたらないため
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	しきい値判断に変更がない時点の修正のみであり、指針で定める重要な変更にあたらないため